

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）コメリPRO北長岡店
所在地 長岡市川崎町字山崎602番地 外
設置者 株式会社コメリ 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和3年10月22日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

- ・開店後の渋滞がひどくなり交通事故が起きるため、出店を望まない。
- ・通学時間帯にトラックが出入りすることにより近隣中学校の生徒が危険であるため、出店を望まない。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年3月8日から令和4年4月8日まで